

# 奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準

平成23年1月31日策定  
平成26年5月1日改正  
平成31年1月10日改正  
奈良県

# 目 次

1	奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準の概要	1
2	傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準	2
	・ 傷病者の観察及び搬送先選定シート	3
	・ 日々の救急搬送病院リスト（別表）	7
3	消防機関から医療機関への伝達に関する基準	2
4	症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト	2
5	受入医療機関確保に関する基準	8
6	その他の基準	9
7	救急搬送候補病院リスト（参考1～10）	10

## 1. 奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準の概要

### (1) はじめに

本県の救急搬送に関しては、平成21年3月に生駒市内で心肺停止患者の救急搬送に関し、県内の6医療機関で受入れできず、県外の医療機関へ搬送されるという事案が発生するなど、消防機関と医療機関との連携が十分機能していない状況となっています。

このことは、救急搬送に関する統計データからも明らかであり、受入医療機関を決定するまでの照会回数や救急搬送に要する平均所要時間は、全国平均よりも相当悪い状況となっています。

このような状況を改善するため、消防法の改正に基づく「傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)を、本県においても策定することとし、消防関係者や医療関係者を委員とする「奈良県救急搬送及び医療連携協議会」を設立し、その協議会に症候別に七つの部会を設け検討を進め、また、県内全消防本部の搬送実績や県内病院へのアンケート調査及びヒアリングも併せて実施し、それらの結果等を元にこの実施基準の取りまとめを行いました。

この実施基準策定の目的は、地域における現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、傷病者の状況に応じた適切な病院選定・搬送を目指すことにあります。

また、実施基準をより有効に機能させるため、傷病者の搬送及び受入れの実施状況を継続的に調査・分析し、その結果を踏まえ、実施基準の見直しを行うこととしてます。

### (2) 実施基準の内容

#### ① 傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準

救急隊が、傷病者の症状に応じた医療を提供できる医療機関へ搬送するため、傷病者の症状を適切に観察し、その症状に対応できる医療機関を選定するルールを定めます。

#### ② 消防機関から医療機関への伝達に関する基準

消防機関が、傷病者の状況を医療機関に伝える際のルールを定めます。

#### ③ 症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト

救急隊が速やかに搬送先を決定するため、医療機関を症状に応じ分類し、あらかじめ搬送先の候補となる医療機関をリスト化します。

#### ④ 受入医療機関確保に関する基準

受入医療機関が速やかに決まらない場合などのルールを定めます。

#### ⑤ その他の基準

ドクターヘリに関する事項やルール運用に関する事項などを定めます。

## 2. 傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準

救急隊は、「傷病者の観察及び搬送先選定シート」により、傷病者を観察し、搬送先医療機関を選定することとします。

傷病者の観察及び搬送先選定シート（以下「観察・選定シート」という。）は、病気などの内因性疾患の場合は内因性疾患用（別紙1）を、けがなどの外因性疾患の場合は外因性疾患用（別紙2）を用います。

また、搬送先医療機関は、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」から「観察・選定シート」の基準に従い選定するものとします。

## 3. 消防機関から医療機関への伝達に関する基準

消防機関は、「観察・選定シート」により、傷病者の搬送を行おうとする医療機関に傷病者の状況を伝えることとし、医療機関は、速やかに受入れの可否を判断するものとします。

(1) 消防機関は、「観察・選定シート」の基準に従い、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を医療機関に伝達するものとします。

救急隊は、医療機関到着時に、「観察・選定シート」を医療機関へ引き継ぎ、その後、医療機関の承諾を得て署に引き上げるものとします。

また、救急隊は、必要に応じて転送等の対応にも配慮するものとします。

(2) 伝達を行う消防機関は、傷病者の状況を正確に受入医療機関へ伝える必要があることから、原則として救急医療に関する知識を有する救急救命士等が伝達にあたることとします。特に救命救急センター等へ搬送が必要な緊急性が高い傷病者の場合は、直接、現場で傷病者の対応した者が伝達にあたるよう努めるものとします。

(3) 伝達を受ける医療機関は、可能であれば医師等の受入判断を行える者が直接対応するものとし、傷病者の搬送の受入れの可否を速やかに判断し、消防機関へ伝えるものとします。特に、ベッドの空床情報など受入可否の判断項目について、あらかじめ把握し、速やかな判断に備えるよう努めるものとします。

また、医療機関は、救急隊から引き継いだ「観察・選定シート」に診療情報を記入し、県に提出するよう努めるものとします。

## 4. 症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト

県は、あらかじめ各病院から日々の受入可否情報を収集し、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」を作成し、それを消防機関へ情報提供するものとし、消防機関は、医療機関の選定にこのリストを使用するものとします。

なお、搬送先の候補となる医療機関は、別添の参考1～10のとおりです。

## 5. 受入医療機関確保に関する基準

緊急度又は重症度の高い傷病者で速やかに搬送先が決定しない場合のルールや、特定の医療機関に患者が集中しないためのルールを定めます。

### (1) 緊急度が高い又は重症以上の傷病者への対応

緊急度が高い又は重症以上であると消防機関が判断した傷病者において、救急告示病院等の2以上の医療機関に対して照会しても搬送先医療機関が決定しないときは、最寄りの搬送困難事例受入医療機関へ受入要請又は、助言を求めることができるものとします。

搬送困難事例受入医療機関は、消防機関との間で次の事項について予め合意形成を行い、原則として一時的な受入に努める。なお、地域の実情や医療機関の体制を踏まえ、個々に受入条件を定めることができるものとします。

- ① 対象地域
- ② 対象傷病者
- ③ 運用方法
- ④ 調査・検証
- ⑤ その他必要な事項

### (2) その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

#### ①実施基準の運用

県は、消防機関に対し、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」により情報提供していることから、医療機関も、「専門医がない」「対応困難」等の理由で消防機関からの受入要請を断ることがないように、正確な日々の応需情報の提供に努めるものとします。

消防機関は、複数の症状に対応できる医療機関や緊急度の高い傷病者等に対応できる医療機関に、搬送が集中しないよう、医療機関の選定に際しては配慮するものとします。（例：外傷患者の搬送先選定において、外傷のみ対応できる医療機関と、外傷と腹症に対応できる医療機関があれば、外傷のみ対応できる医療機関を優先。）

#### ②県民への啓発

この実施基準において、緊急度が高い傷病者などに対応する医療機関へ、軽症の傷病者の搬送や、ウオークイン患者が集中すれば、本来対応すべき傷病者の対応に支障を来す恐れがあります。

県及び関係者は、県民に対し、このことを十分理解いただくよう努めるとともに、「救急車の要請が必要か」、「今すぐ受診する必要があるか」などの電話相談を行っている奈良県救急安心センター（#7119）や小児救急電話相談（#8000）の周知に努めるものとします。

## 6. その他の基準

この実施基準の運用に関し、その他必要な事項を定めます。

### (1) ヘリコプターの活用に関する基準

消防機関は、救急現場において奈良県ドクターヘリを活用する場合は、「奈良県ドクターヘリ運航要領」に基づき、要請できることとします。

また隣接府県（大阪府、和歌山県、三重県）のドクターヘリについては、各ドクターヘリの運航要領に基づき、要請できることとします。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急活動については、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に基づいて、出動要請を行うことができるものとします。

### (2) 実施基準をより有効に機能させるための調査

傷病者の搬送及び受入れの実施状況を継続的に調査するため、消防機関は、救急搬送にかかる必要な事項を記録することとし、医療機関は、転帰情報の提供に努めることとします。

### (3) 傷病者の搬送及び傷病者の受入の実施基準の検証・見直し

実施基準をより有効に機能させるため、上記（2）の調査結果に基づき、「奈良県救急搬送及び医療連携協議会」において、実施基準の対象拡大等も含め、検証・見直しを継続的に行うこととします。

※ 以下の参考1～10は、救急隊が使用する「日々の救急搬送病院リスト（別表）」において対応可（「○」）の候補となる病院リストです。この候補病院から、日々の救急患者受入の対応可否情報を県に提供頂き、日々の病院リストとして、消防機関へ提供します。

### 救急搬送候補病院リスト（参考1）

区 分	医療機関名	所在地
心肺停止（CPA）	奈良県総合医療センター	奈良市
	市立奈良病院	奈良市
	奈良 吉田病院	奈良市
	高の原中央病院	奈良市
	西の京病院	奈良市
	奈良小南病院	奈良市
	西奈良中央病院	奈良市
	おかたに病院	奈良市
	奈良西部病院	奈良市
	石洲会病院	奈良市
	奈良東九条病院	奈良市
東和	天理よろづ相談所病院	天理市
	高井病院	天理市
	済生会中和病院	桜井市
	山の辺病院	桜井市
西和	宇陀市立病院	宇陀市
	大和郡山病院	大和郡山市
	郡山青藍病院	大和郡山市
	近畿大学奈良病院	生駒市
	阪奈中央病院	生駒市
	白庭病院	生駒市
	倉病院	生駒市
	生駒市立病院	生駒市
	奈良県西和医療センター	三郷町
	奈良友紘会病院	上牧町
服部記念病院	上牧町	
恵王病院	王寺町	
中和	奈良県立医科大学附属病院	橿原市
	平成記念病院	橿原市
	大和橿原病院	橿原市
	平尾病院	橿原市
	大和高田市立病院	大和高田市
	土庫病院	大和高田市
	済生会御所病院	御所市
香芝生喜病院	香芝市	
南和	南奈良総合医療センター	大淀町

## 救急搬送候補病院リスト（参考2）

区 分	医療機関名	所在地
脳卒中疑い ・ 意識障害	奈良 奈良医療センター 奈良県総合医療センター 市立奈良病院 済生会奈良病院 奈良春日病院 高の原中央病院 西の京病院 奈良小南病院 西奈良中央病院 おかたに病院 奈良西部病院 沢井病院 石洲会病院 奈良東九条病院	奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市
	東和 天理よろづ相談所病院 高井病院 済生会中和病院 山の辺病院 宇陀市立病院 辻村病院 国保中央病院	天理市 天理市 桜井市 桜井市 宇陀市 宇陀市 田原本町
	西和 大和郡山病院 田北病院 郡山青藍病院 近畿大学奈良病院 阪奈中央病院 白庭病院 倉病院 生駒市立病院 奈良県西和医療センター 奈良友紘会病院 恵王病院	大和郡山市 大和郡山市 大和郡山市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 三郷町 上牧町 王寺町
	中和 奈良県立医科大学附属病院 平成記念病院 平尾病院 大和高田市立病院 土庫病院 済生会御所病院 香芝生喜病院	橿原市 橿原市 橿原市 大和高田市 大和高田市 御所市 香芝市
	南和 南奈良総合医療センター	大淀町

### 救急搬送候補病院リスト（参考3）

区 分	医療機関名		所在地
胸痛 ・ 急性冠症候群疑い	奈良	奈良県総合医療センター 市立奈良病院 高の原中央病院	奈良市 奈良市 奈良市
	東和	天理よろづ相談所病院 高井病院	天理市 天理市
	西和	近畿大学奈良病院 奈良県西和医療センター	生駒市 三郷町
	中南和	奈良県立医科大学附属病院 大和橿原病院 香芝生喜病院	橿原市 橿原市 香芝市

## 救急搬送候補病院リスト（参考4）

区 分	医療機関名	所在地
腹痛・吐下血	奈良 奈良県総合医療センター	奈良市
	奈良 市立奈良病院	奈良市
	奈良 済生会奈良病院	奈良市
	奈良 吉田病院	奈良市
	奈良 高の原中央病院	奈良市
	奈良 西の京病院	奈良市
	奈良 奈良小南病院	奈良市
	奈良 西奈良中央病院	奈良市
	奈良 おかたに病院	奈良市
	奈良 奈良西部病院	奈良市
	奈良 沢井病院	奈良市
	奈良 石洲会病院	奈良市
	奈良 奈良東九条病院	奈良市
東和	天理よろづ相談所病院	天理市
	高井病院	天理市
	済生会中和病院	桜井市
	山の辺病院	桜井市
	宇陀市立病院	宇陀市
	辻村病院	宇陀市
	国保中央病院	田原本町
西和	大和郡山病院	大和郡山市
	田北病院	大和郡山市
	郡山青藍病院	大和郡山市
	近畿大学奈良病院	生駒市
	阪奈中央病院	生駒市
	白庭病院	生駒市
	倉病院	生駒市
	生駒市立病院	生駒市
	奈良県西和医療センター	三郷町
	奈良友紘会病院	上牧町
	服部記念病院	上牧町
	恵王病院	王寺町
	中和	奈良県立医科大学附属病院
大和橿原病院		橿原市
平尾病院		橿原市
平成記念病院		橿原市
大和高田市立病院		大和高田市
土庫病院		大和高田市
中井記念病院		大和高田市
済生会御所病院		御所市
秋津鴻池病院		御所市
香芝生喜病院		香芝市
南和		南奈良総合医療センター

## 救急搬送候補病院リスト（参考5）

区 分	医療機関名	所在地
外 傷	奈良 奈良県総合医療センター 市立奈良病院 済生会奈良病院 吉田病院 高の原中央病院 西の京病院 奈良小南病院 西奈良中央病院 おかたに病院 奈良西部病院 沢井病院 大倭病院 石洲会病院 松倉病院 東九条病院	奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良市
	東和 天理よろづ相談所病院 高井病院 済生会中和病院 山の辺病院 宇陀市立病院 国保中央病院	天理市 天理市 桜井市 桜井市 宇陀市 田原本町
	西和 大和郡山病院 田北病院 郡山青藍病院 奈良厚生会病院 近畿大学奈良病院 阪奈中央病院 白庭病院 倉病院 生駒市立病院 奈良県西和医療センター 奈良友紘会病院 服部記念病院 恵王病院	大和郡山市 大和郡山市 大和郡山市 大和郡山市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 生駒市 三郷町 上牧町 上牧町 王寺町
	中和 奈良県立医科大学附属病院 大和橿原病院 平尾病院 平成記念病院 大和高田市立病院 土庫病院 中井記念病院 吉本整形外科外科病院 済生会御所病院 香芝旭ヶ丘病院 香芝生喜病院	橿原市 橿原市 橿原市 橿原市 大和高田市 大和高田市 大和高田市 葛城市 御所市 香芝市 香芝市
	南和 南奈良総合医療センター	大淀町

## 救急搬送候補病院リスト（参考6）

区 分	医療機関名	所在地
周産期 (ハイリスク妊婦)	奈良県立医科大学附属病院 (総合周産期母子医療センター)	橿原市
	奈良県総合医療センター (地域周産期母子医療センター)	奈良市

## 救急搬送候補病院リスト（参考7）

区 分	医療機関名	所在地
小 児	三次 奈良県立医科大学附属病院 奈良県総合医療センター 近畿大学奈良病院	橿原市 奈良市 生駒市
	二次 輪番参加病院 北和 奈良県総合医療センター 市立奈良病院 済生会奈良病院 天理よろづ相談所病院 大和郡山病院 阪奈中央病院	奈良市 奈良市 奈良市 天理市 大和郡山市 生駒市
	中南和 奈良県西和医療センター 済生会中和病院 国保中央病院 大和高田市立病院 土庫病院 南奈良総合医療センター 香芝生喜病院	三郷町 桜井市 田原本町 大和高田市 大和高田市 大淀町 香芝市
	その他 宇陀市立病院	宇陀市

## 救急搬送候補病院リスト（参考8）

区 分		医療機関名	所在地
精神疾患	三 次	奈良県立医科大学附属病院	橿原市
	精 神 科 救 急 指 定 病 院	五条山病院 吉田病院 国立病院機構 やまと精神医療センター ハートランドしぎさん 万葉クリニック 飛鳥病院 秋津鴻池病院 當麻病院	奈良市 奈良市 大和郡山市 三郷町 橿原市 高取町 御所市 葛城市

## 救急搬送候補病院リスト（参考9）

区 分	医療機関名	所在地
呼吸器疾患	奈良 奈良県総合医療センター	奈良市
	奈良 済生会奈良病院	奈良市
	奈良 吉田病院	奈良市
	奈良 高の原中央病院	奈良市
	奈良 西の京病院	奈良市
	奈良 奈良小南病院	奈良市
	奈良 西奈良中央病院	奈良市
	奈良 おかたに病院	奈良市
	奈良 奈良西部病院	奈良市
	奈良 石洲会病院	奈良市
東和	天理よろづ相談所病院	天理市
	高井病院	天理市
	山の辺病院	桜井市
西和	大和郡山病院	大和郡山市
	田北病院	大和郡山市
	郡山青藍病院	大和郡山市
	近畿大学奈良病院	生駒市
	阪奈中央病院	生駒市
	白庭病院	生駒市
	生駒市立病院	生駒市
	奈良県西和医療センター	三郷町
	奈良友紘会病院	上牧町
	恵王病院	王寺町
中和	奈良県立医科大学附属病院	橿原市
	平成記念病院	橿原市
	平尾病院	橿原市
	大和高田市立病院	大和高田市
	土庫病院	大和高田市
	中井記念病院	大和高田市
	済生会御所病院	御所市
	秋津鴻池病院	御所市
	香芝生喜病院	香芝市
南和	南奈良総合医療センター	大淀町

## 救急搬送候補病院リスト（参考10）

区 分		医療機関名	所在地
搬送困難事例	二次	奈良県総合医療センター 奈良県立医科大学附属病院	奈良市 橿原市